

公共的団体の認定手続きの変更にかかる説明会について

令和5年度からの公共的団体認定にかかる変更点等について、市内6会場で説明会を開催します。

◇対象 公共的団体として認定を受けている団体
または、受けようとする団体の方

◇内容 公共的団体認定手続き、必要な書類について等

事前申込不要

日程	会場	定員(各回)	時間
10月11日 (火)	葵生涯学習センター 1階 ホール (静岡市葵区東草深町3番18号)	150名	いずれの会場も 18:30~19:30 20:00~21:00 の2回開催します。 開始時間の15分前より受付を開始します。
10月13日 (木)	駿河生涯学習センター(来・て・こ) 2階 ホール (静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号)	100名	
10月20日 (木)	江尻生涯学習交流館 1階 いきいきホール (静岡市清水区小芝町3番35号)	80名	
10月21日 (金)	有度生涯学習交流館 2階 講義室1 (静岡市清水区草薙一里山3番1号)	60名	
10月24日 (月)	折戸生涯学習交流館 2階 集会室 (静岡市清水区折戸四丁目8番60号)	120名	
10月26日 (水)	興津生涯学習交流館 1階 大会議室1 (静岡市清水区興津本町829番地)	80名	

※駐車場に限りがありますので、できる限り徒歩、自転車、公共交通機関等をご利用ください。

※定員を超えた場合には入場をお断りする場合があります。

※説明会の内容・資料等は以下のホームページからご確認ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/745_000201.html

(10月7日頃公開予定)

※後日、ホームページや各施設に様式等を掲示いたします。

※貴団体の傘下の団体で、単独で団体認定する必要がある団体がありましたら、この内容をお知らせください。

ホームページ



【問合わせ先】






静岡市 市民局 生涯学習推進課

電話:054(221)1150 FAX:054(221)1758

Eメール: shougaigakushuu@city.shizuoka.lg.jp

公共的団体の認定を受けている皆様へ

生涯学習施設の適正な利用と公平性を担保するため、
公共的団体の認定の手続きが変わります！

-  これまでは一度認定されると更新等の手続きはありませんでしたが、令和5年度から**毎年度団体の認定手続き**が必要となります。
-  これまでと同様、団体の利用内容が**市等の所管する事業に関連する公益事業**として市等の事業所管課に認められる必要があります。
-  現在認定されている公共的団体であっても、団体の活動目的や内容等によっては**認定されない場合があります**。
-  認定にあたっては、認定申請書等の提出が必要となります。
※添付いただく書類については、現在調整中です。
-  令和5年度分のご予約をいただく場合には、事前に**認定手続きが必要**となります。**11月上旬頃**から各生涯学習センター・生涯学習交流館にて受付を開始する予定です。

【参考】生涯学習施設条例

第8条 センター等の施設等を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、センター等の施設等を優先して利用することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業を行うために利用するとき。
- (2) 公共的団体が公益事業を行うために利用するとき。
- (3) 生涯学習に関する活動を行う団体として市長が認める団体が当該活動を行うために利用するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

※公共的団体とは（静岡市生涯学習条例第8条第2号に規定する公共的団体の利用の取り扱いに関する要綱より）

第3条 厚生社会事業団体、教育文化スポーツ団体、地縁団体その他公益の実現を目的とする団体であつて、次の各号に掲げる条件のすべてを満たすものとする。

- (1) 静岡市内に事務所があること。
- (2) 団体の名称、代表者、目的、意思を決定する組織及び活動の内容を定め、かつ、当該団体の目的を達成するための事業を自ら執行し、経理することができる組織及び能力を有すること。
- (3) 国、静岡県又は静岡市が、国等の所管する事業に関連する公益事業を行う団体として認めること